



高知労働局

ワーク・ライフ・バランスは高知を元気にするキーワードです

報道関係者各位

平成22年10月21日
高知労働局労働基準部監督課
課長 樋口政純
主任監察監督官 上谷好正
電話 088-885-6022

賃金不払残業の是正・解消に向けて

高知労働局は、賃金不払残業（所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいう。いわゆる「サービス残業」）について、管内労働基準監督署が労働基準法第37条違反として是正を指導した結果、平成21年度に割増賃金が支払われた事案について取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

- ◇ 監督指導の結果、平成21年度には県内123企業（前年度134企業）が3,739万円（前年度8,533万円）の割増賃金を支払いました。是正金額は大幅に減少しましたが、一方では是正企業数は依然として高水準で推移しています。
- ◇ 賃金の未払いは1円でも労働基準法違反であり、犯罪行為です。これら違反については、厳正に対処していきます。
- ◇ 11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。労働時間削減に向けた取組を推進します。また、11月6日（土）には無料相談ダイヤルを設置して賃金不払残業などに関する相談に応じます。
（フリーダイヤル0120-794-713（なくしましょう長い残業））

別添 高知県における賃金不払残業に係る監督指導の状況と対策

参考1 「平成21年度賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめ」
2010年10月21日厚生労働省発表

参考2 「11月に労働時間適正化キャンペーンを実施」
2010年10月21日厚生労働省発表

高知県における賃金不払残業に係る監督指導の状況と対策

1 平成 21 年度の是正指導の結果

賃金不払残業について、高知県管内労働基準監督署が労働基準法第 37 条違反として是正を指導した結果、割増賃金が支払われた事案について取りまとめをした結果は次のとおりです。

- ◇ 平成 21 年度においては、賃金不払残業に関し、是正企業が 123 企業（前年度比 11 企業減）、対象労働者が 1,757 人（前年度比 246 人増）、是正された割増賃金の合計額が 3,739 万円（前年度比 4,794 万円減）となりました（是正金額等の年別推移は図 1 参照）。
- ◇ 企業数では保健衛生業が 39 企業（全体の 31%）と最も多く、また、対象労働者数でも、保健衛生業が 662 人と最も多く、次いで、接客娯楽業 347 人、製造業 202 人と続き、これら 3 業種で全体の 68%を占めています（表 1 参照）。
- ◇ 1 企業当たり 100 万円以上の割増賃金が支払われた事案では、8 企業（前年度比 16 企業減）、対象労働者 664 人（前年度比 1 人減）、是正された割増賃金の合計額 1,947 万円（前年度比 4,571 万円減）となっています（表 2 参照）。

（参考）

- ◇ 賃金不払残業の実例としては、次のようなものが多く認められました。
 - ア 残業時間を適正に把握しておらず（自己申告等）、法定労働時間（特に週 40 時間）超過分や深夜労働分をカウントしていない、残業代を定額払いで済ませている等により、実際の時間外労働に応じた割増賃金が支払われていなかったもの
 - イ 法定の割増率による算定が行われていない、諸手当を算定基礎に算入していない等により、時間外労働に対する手当が法定額を下回っていたもの
- ◇ 県内事業所の平均一人当たりの年間労働時間・年間所定内労働時間は減少傾向にあります（図 2 参照）。

2 是正指導結果から分かる特徴

- ◇ 是正金額だけをみると、ここ数年、県内の法違反状況は見かけ上改善しているようにみえます。しかし、是正企業数が高水準で推移しており、法違反を犯している事業主がまだまだ県内に一定数あることを示しています。
また、これら違反は、特定業種に偏っている特徴がみられます。

3 今後の高知労働局における対策

- ◇ このように賃金不払残業が数多く発生している状況の下、労働基準監督署では、引き続き、労働基準法第37条（時間外労働を行わせる場合には所定の割増賃金を支払うことを規定）や「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に基づき、長時間労働が見込まれる業種を中心に個別企業に対する監督指導を実施していくこととしています。また、これら違反について適正に対処していきます。
- ◇ また、賃金不払残業等違反の発生の未然防止のため、機会を捉えた労働基準関係法令の周知や適正な時間管理についての周知啓発を図ります。
併せて、時間外労働削減に向け、仕事と生活の調和の推進も図っていきます。

◇ 賃金不払残業などに関する無料相談ダイヤルの設置

厚生労働省では、賃金不払残業の解消などに向けた対策の一環として、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間としています。

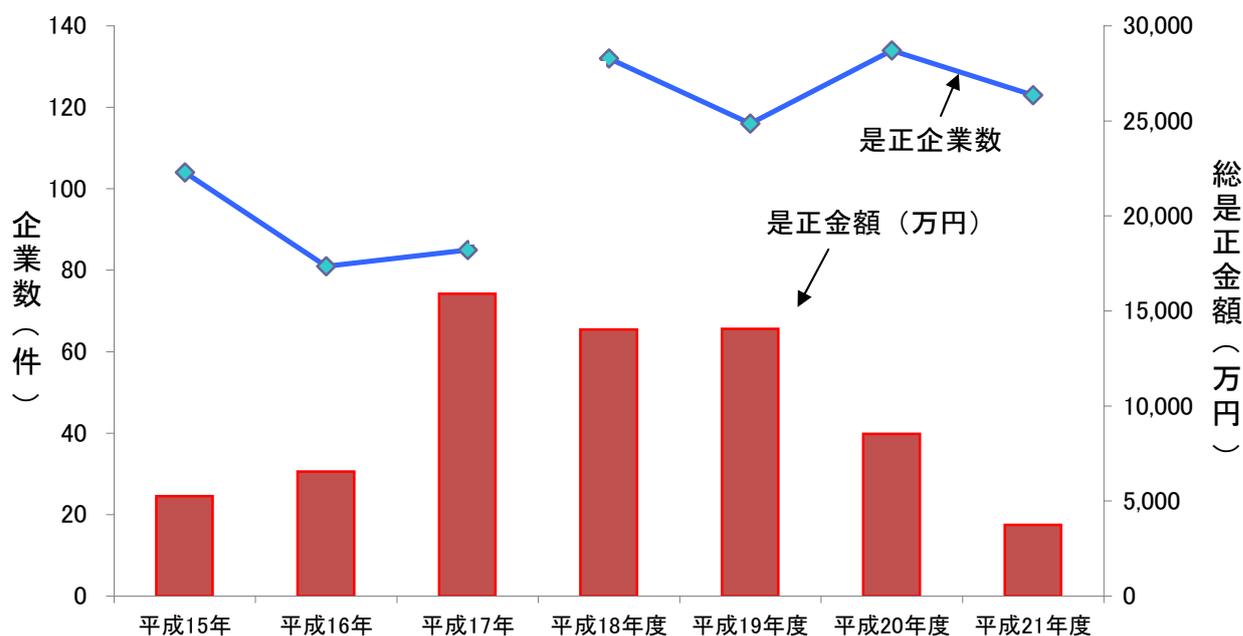
賃金不払残業や長時間労働などについて、フリーダイヤルにて相談に応じます。

「労働時間相談ダイヤル」(無料)

日 時 : 11月6日 土曜日 9:00~17:00

電話番号 : 0120 - 7 9 4 - 7 1 3
な く しましよ う 長 い 残業

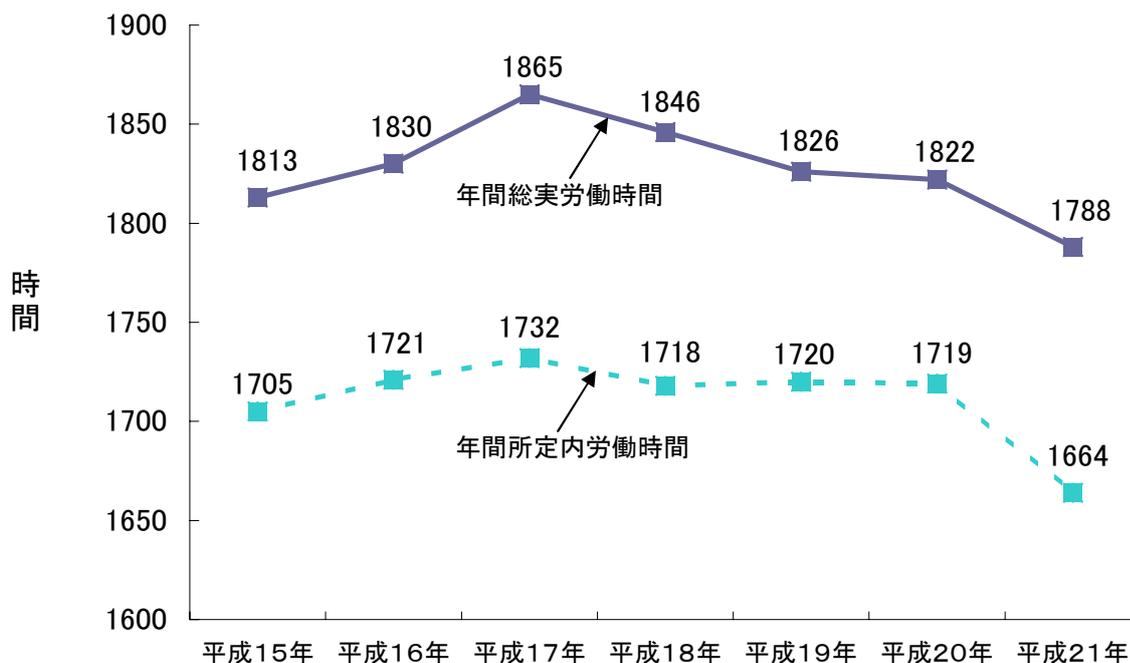
図1 高知県内の賃金不払残業遡及是正状況の推移



(注)平成15～17年は年単位で集計
平成18～21年度は年度単位で集計

図2 高知県内事業所の平均1人当たりの年間労働時間・年間所定内労働時間の推移

(資料出所:毎月勤労統計調査(規模30人以上))



(注)年単位で集計

(表1) 割増賃金の是正支払い状況

業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	32	202	307
建設業	1	1	3
運輸交通業	5	17	35
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	19	117	515
金融・広告業	1	176	482
映画・演劇業	0	0	0
通信業	0	0	0
教育・研究業	4	53	162
保健衛生業	39	662	1,011
接客娯楽業	11	347	824
清掃・と畜業	2	46	23
官公署	0	0	0
その他の事業	9	136	378
計	123	1,757	3,740
		1 企業平均額	30
		1 労働者平均額	2

(注) 平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの間に、定期監督及び申告処理において割増賃金の不払に係る指導の結果、是正支払がなされた事案。

(表2) 割増賃金の是正支払い状況(100万円以上)

業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	0	0	0
建設業	0	0	0
運輸交通業	0	0	0
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	0	0	0
金融・広告業	1	176	482
映画・演劇業	0	0	0
通信業	0	0	0
教育・研究業	1	10	104
保健衛生業	3	189	470
接客娯楽業	2	251	639
清掃・と畜業	0	0	0
官公署	0	0	0
その他の事業	1	38	252
計	8	664	1,947
		1 企業平均額	243
		1 労働者平均額	3

(注) 表1のうち、合計 100 万円以上の割増賃金の是正支払いがなされたもの。
表1・表2とも端数(万円未満)四捨五入。